

社会福祉法人みなと舎 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みなと舎（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払う。

(役員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人の運營業務に従事したときは、別表2により役員報酬、業務給及び費用弁償を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表2により役員報酬及び費用弁償を支払う。ただし、理事が職員である場合には、別途職員としての手当（役職）を支給する。

3 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に従事したときは、別表3により報酬及び費用弁償を支払う。

4 役員等が、理事長の命を受けて業務に従事したときは、別表3により報酬及び費用弁償を支払う。

5 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人及び事業所の運營業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等の額は、役員の居住地から計算し、出張旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 旅費等は、出張終了後に支払うこととするが、本人の申し出により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(その他)

第6条 評議員選任・解任委員が会議に出席したときは、別表3により、報酬及び費用弁償を支払う。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。